

(平成24年4月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

佐賀厚生年金 事案 1225

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月21日から同年6月1日まで

昭和48年11月にB社C支店に入社し、52年3月21日に関連事業所であるA社を退職するまで、継続して勤務した。

B社ではD支店に勤務し、同支店の閉鎖に伴い、業務拡充のためA社が設立され、同社に出向した。この異動の際の2か月間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない。給与からは厚生年金保険料が控除されていたと思う。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社からの回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和51年4月21日にB社C支店からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から47年1月までの期間、同年5月から同年9月までの期間及び49年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月から47年1月まで
② 昭和47年5月から同年9月まで
③ 昭和49年8月

昭和46年9月に会社を退職したため、A町（現在は、B市）役場で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は役場の金融機関窓口で納付した。

その後も会社を退職した際は、その都度、加入手続きを行い国民年金保険料は納付したことを覚えているのに、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年12月20日に国民年金加入の届出を行い、同年9月15日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが、A町の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料収納簿により確認でき、申立人が所持する年金手帳にも同日に初めて国民年金の被保険者となったことが記載されていることから、申立内容とは符合しない上、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されることは無く、申立期間の保険料は納付できなかったものと思われる。

さらに、申立人には申立期間以外にも国民年金の未加入期間がある上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 579

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から49年12月まで
昭和47年12月末にA社を退職し、実家の事業所で働き始めたが、50年1月に事業所が法人化されるまでは厚生年金保険の適用がなかったため、母が国民年金の加入手続を行い、保険料も母が両親の分と一緒に納付していたと思う。

申立期間について、両親は納付済となっているのに自分の分だけ未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同手帳記号番号の前後の被保険者記録等から昭和59年12月に払い出されたことが確認されるとともに、オンライン記録においても、申立人の国民年金被保険者資格の取得年月日は同年12月11日と記録されており、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は国民年金の未加入期間とされているため、申立期間の国民年金保険料に係る納付書は発行されることは無く、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと思われる。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料を納付していたとされる申立人の母親は既に死亡しており、国民年金加入状況及び保険料納付状況が不明である上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。